



2.令和 6 年度社会実験内容について

2. 令和6年度社会実験内容について

社会実験の目的の確認（ビジョンで示す将来像の実現に向けて）

秦野駅北口周辺まちづくりビジョンで示す地区のポテンシャルや課題（抜粋）

- ・通りを中心とした空間資源の活用
- ・人々の暮らし・活動の中心となる通りの再生
- ・水無川のある環境や丹沢の山並みの景観の活用



秦野駅北口周辺まちづくりビジョンで示す水無川沿いゾーンの将来の方向性

過去

- ・活気あるサクラマーケットがあった

現在

- ・人がとどまるスペースが少なく、地域資源である水無川のある環境や丹沢の景観などを生かせるのではないかと

未来

- ・水無川沿いに人のための空間が生み出され、人々が行き交い、憩い、居心地の良い空間を楽しんでいる



2. 令和6年度社会実験内容について

はだののミライラボ第2弾（水無川沿い社会実験）の総評

目的

ビジョンで示す「水無川のある景観を楽しめる街」、「人中心の街」の実現のための「居場所」や「環境」の検証

結果

人にとって安全で安心できる多様な活動を生む空間を創出できた。また、水無川への人流を創出できた。

取組内容 1

- ・空間づくりと多様な活動の場の創出
（居心地良く、景観を楽しめる空間づくり、滞留したくなるコンテンツ）

結果

2,800人が参加し、多様なコンテンツや景観、空間を楽しめ長い滞留時間を実現できた。また、人と人との交流の機会を創出できた。

取組内容 2

歩車分離・歩車共存などによる人の移動や滞留のための空間の創出と影響の検証

結果

人にとって安全で安心できる居心地の良い空間を創出するとともに、水辺へのアクセスが向上した。
一方、交通規制により、周辺の交差点では、信号待ち車両が一時的に1.5～2倍となった。



2. 令和6年度社会実験内容について

総評を踏まえた将来の可能性と課題

可能性1（人中心の街に対するニーズ）

人にとっての安全、安心な空間や人との交流が生まれる場のニーズが高く、駅前にそのような空間を創出することでにぎわいが生まれるのではないかな。

可能性2（地域資源の再認識）

- ・水無川や丹沢の景観など、秦野ならではの地域資源の可能性を再確認できた。
- ・かつてのサクラマーケットのように、通りを人々が滞在し交流できる空間に「回帰」させることも必要ではないかな。
- ・市道6号線をまちのメインストリートとして、行きたくなる、居たくなる道路（国土交通省2040道路ビジョン）のような通りにできる可能性があるのではないかな。

課題

- ・継続するための仕組み（担い手や経費を確保するための方法）
- ・将来像の実現に向けて、歩車共存のあり方の検討
- ・水無川沿い以外のゾーンへのにぎわいの波及

第6回にぎわい創造検討懇話会での主な意見

- ・今と昔が融合するような工夫
- ・繰り返し実施し地域に定着させる
- ・川の増水等に対する安全対策
- ・バリアフリーへの配慮
- ・まほろば大橋からの景観を生かしたコンテンツ
- ・情報発信や交流人口を呼び込む仕組みづくり



2. 令和6年度社会実験内容について

令和6年度社会実験内容（案）

将来の可能性

- 人中心の街の実現** ・かつての活気あるサクラマーケットのように人々が滞在し交流できる空間へ回帰
・人にとっての安全、安心な空間
- 地域資源の活用** ・水無川や丹沢の景観など地域資源を生かした空間づくり

課題

- ・継続するための仕組み（担い手や経費を確保するための方法）
- ・地域資源の活用方法の検討
- ・歩車共存のあり方の検討



社会実験内容

目的

- ・人にとって安全で快適なにぎわいを生む空間の創出（継続実施による交通影響の変化含む）
- ・継続した取組として地域に定着するための課題整理
- ・継続して取り組むことによる、まちの活性化に関する取組の認知度向上
- ・にぎわいがエリア全体に与える影響の把握

方向性

- ・水無川沿いの全線交通規制による、地域資源を生かしたにぎわい空間の創出
- ・交通規制周知や実施案内の強化
- ・民間事業者や市民等との連携の強化

2. 令和6年度社会実験内容について

水無川沿い社会実験の方向性について

参考

車両優先

歩行者優先

プレイス
マネジ
メント

まほろば大橋の広場や水無川の河川区域内等において、水のある居心地のいい空間・利活用を検証

CASE1

川の往来が可能な場所に臨時通路を設置

(交通誘導員等を配置する)。歩行者の水無川へのアクセス改善を図り、利用者の反応や交通混雑状況を検証。



CASE2

車線減少を伴う交通規制を行い、利用者の反応や交通混雑状況を検証。



CASE3

公共交通の通行のみを許可したランジットモール化により、利用者の反応や交通混雑状況を検証。



CASE4

完全に車両の通行を制限し歩行者天国（フルモール）とすることにより、利用者の反応や交通混雑状況を検証。



社会実験実施内容

アクセス
マネジ
メント

歩行者優先度を高めるほど、関係者協議や準備・実施に時間や人工等を要し、交通の混雑も想定されるため、複数年かけて効果検証を行いながら歩行者優先度を高める社会実験へとステップアップさせていく。

CASE 2 については、イベント的要素は減少するが、恒常的な空間の検討には有効

2. 令和6年度社会実験内容について

兵庫県神戸市 葺合南54号線

参考

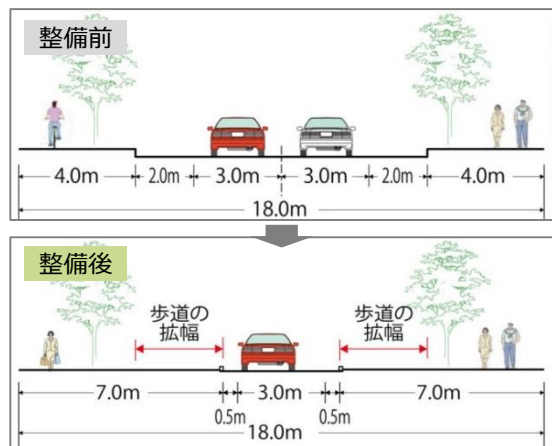
整備前



社会実験時



整備後



社会実験で歩行者天国化や一方通行化・路側帯を減少等を試行した結果を整備に反映

3. まちづくり会議収支予算について

令和6年度秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議 事業収支予算(案)

収入の部

単位:円

科目	令和6年度	令和5年度	差額	
市 補 助 金	7,000,000			
国 庫 補 助 金 (官民連携都市再生 推進事業費補助金)	7,000,000			
合計	14,000,000			

支出の部

単位:円

科目	令和6年度	令和5年度	差額	摘要
委 託 料	14,000,000			・社会実験委託 ・広報宣伝委託
合計	14,000,000			

4. 国土交通省補助金の内容について

国庫補助金について

補助金名：官民連携都市再生推進事業交付金

所管：国土交通省

これまでの経過

○令和5年度

補助金：4,000千円

支援対象：秦野市

対象事業：まちづくりビジョンの策定、エリアプラットフォームの構築

○令和6年度

補助金：7,000千円（国の令和5年度補正予算）

支援対象：エリアプラットフォーム（秦野駅北口周辺まちづくり会議）

対象事業：社会実験の実施、まちづくりの取組に係る広報宣伝

5. 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議規約改正について

改正前	改正後
(名称) 1 この会議の名称は、秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議 (以下「本会議」という。)と称する。 (目的) 第2条本会議は、秦野駅北口周辺地区(以下「対象地区」という。)において、公と民が一体となり、にぎわいを創出し、まちなかの魅力向上に関する事項を協議し、ビジョンの策定及びそれを実現する事業等の実施を通じて、当該地区の活性化と発展に寄与することを目的とする。 (活動内容) 第3条本会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。 (1)対象地区における公民協働のビジョンの策定及び改定に関する事項 (2)ビジョンの実現に向けた調査、検討及び事業実施に関する事項 (3)対象地区のまちづくりに係る情報の発信・共有 (4)本会議の運営に関する事項 (5)その他前条に掲げる目的に達成のために必要な事項	名称) 1 この会議の名称は、秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議 (以下「本会議」という。)と称する。 (目的) 第2条本会議は、秦野駅北口周辺地区(以下「対象地区」という。)において、公と民が一体となり、にぎわいを創出し、まちなかの魅力向上に関する事項を協議し、ビジョンの策定及びそれを実現する事業等の実施を通じて、当該地区の活性化と発展に寄与することを目的とする。 (活動内容) 第3条本会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動を行う。 (1)対象地区における公民協働のビジョンの策定及び改定に関する事項 (2)ビジョンの実現に向けた調査、検討及び事業実施に関する事項 (3)対象地区のまちづくりに係る情報の発信・共有 (4)本会議の運営に関する事項 (5)その他前条に掲げる目的に達成のために必要な事項

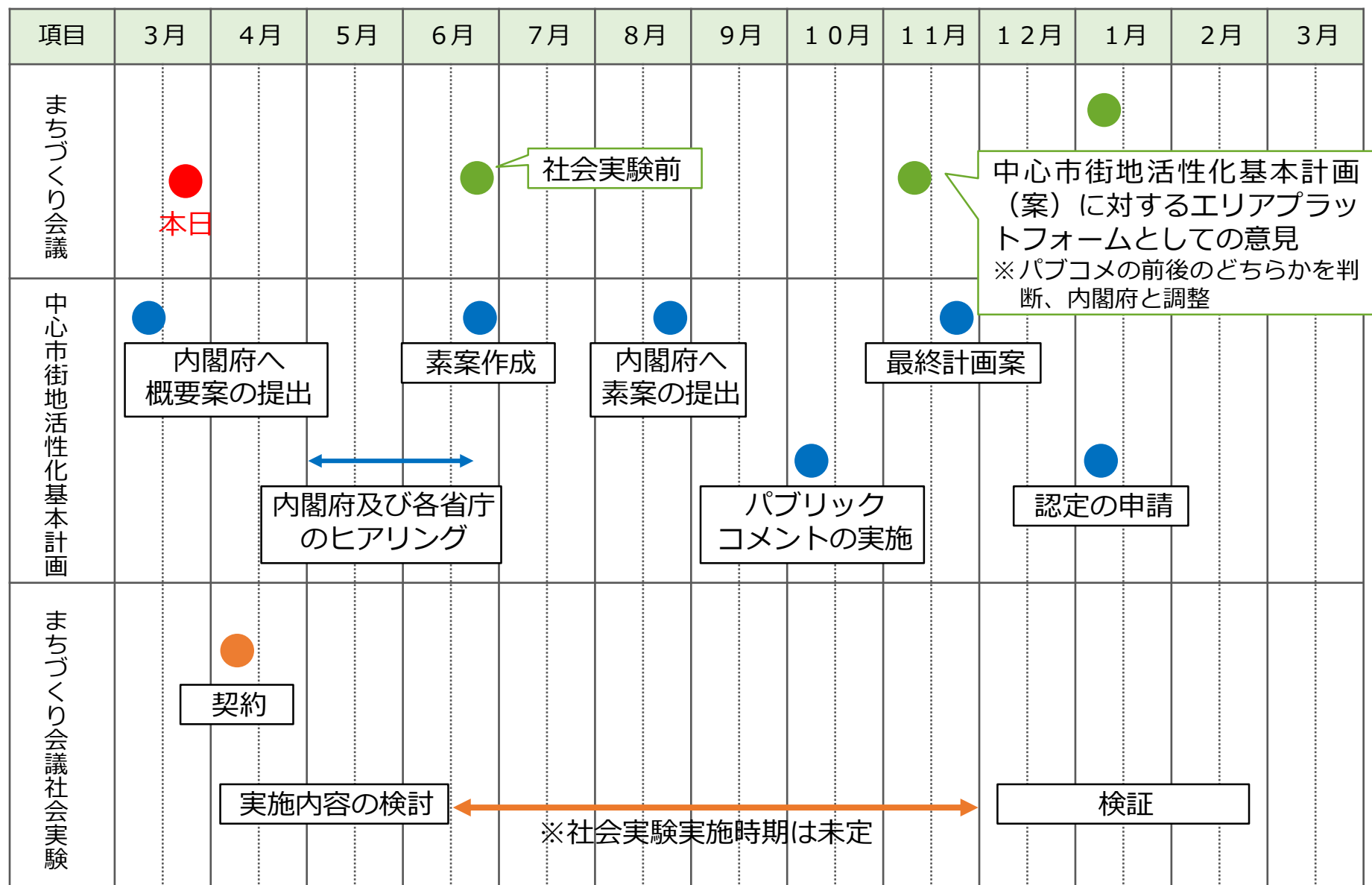
5. 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議規約改正について

改正前	改正後
(組織) 第4条本会議は、次に掲げる団体等をもって組織する。 (1)対象地区のまちづくりに関わる地域団体等 (2)有識者 (3)行政 (4)前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者 2 本会議への加入又は脱退は、会長が承認する。 (役員及び職務) 第5条本会議に次の役員を置く。 (1)会長1名 (2)副会長3名 2 会長は、会員の互選により定める。 3 副会長は、会長が指名する会員をもって充てる。 4 会長は本会議を代表し、会務を総理する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議) 第6条本会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。 2 会議は、会員の半数が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。	(組織) 第4条本会議は、次に掲げる団体等をもって組織する。 (1)対象地区のまちづくりに関わる地域団体等 (2)有識者 (3)行政 (4)前各号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者 2 本会議への加入又は脱退は、会長が承認する。 (役員及び職務) 第5条本会議に次の役員を置く。 (1)会長1名 (2)副会長3名 (3)監事1名 2 会長は、会員の互選により定める。 3 副会長は、会長が指名する会員をもって充てる。 4 会長は本会議を代表し、会務を総理する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 6 監事は、協議会の会計を監査する。 (会議) 第6条本会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。 2 会議は、会員の半数が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者をオブザーバーとして会議に参加させることができる。

5. 秦野駅北口周辺にぎわいのあるまちづくり会議規約改正について

改正前	改正後
(庶務) 第7条本会議の庶務は、駅周辺にぎわい創造主管課において処理する。 2 本会議における意見又は助言は、駅周辺にぎわい創造主管課において記録し、文書化する。 (補足) 第8条この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関する必要な事項は、会議に諮って定める。	(会計) 第7条 本会議の会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 2 本会議の会計に関し、必要な事項は、会長が別に定める。 (庶務) 第8条本会議の庶務は、駅周辺にぎわい創造主管課において処理する。 2 本会議における意見又は助言は、駅周辺にぎわい創造主管課において記録し、文書化する。 (補足) 第9条この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関する必要な事項は、会議に諮って定める。

7. 令和6年度のスケジュールについて



8. 中心市街地活性化基本計画の概要案について

(1) 秦野市中心市街地活性化基本計画原案書の概要について①

1 中心市街地活性化基本計画について

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）に基づき、市町村が策定した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定を行う制度です。

にぎわい創出に向けて、対象区域におけるハード整備からソフト事業まで、官民それぞれの事業を計画に位置付けることにより、各省庁の支援を幅広く受けながら、まちの将来像の実現を図ります。

2 秦野市中心市街地活性化基本計画原案書の概要について

(1) 計画期間

令和7年4月～令和12年3月（5か年）

(2) 対象区域

ビジョンで定める秦野駅北口周辺地区（約22ha）

(3) 中心市街地の現状

- ・ 人口：約1,700人（平成12年）から約1,480人（令和2年）と20年間で約1割減少している。
- ・ 空き店舗：県道704号、片町通りなどでは、立地軒数に対して10%以上が空き店舗である。



8. 中心市街地活性化基本計画の概要案について

(1) 秦野市中心市街地活性化基本計画原案書の概要について②

(4) 住民意向

- ・平成30年度市民意識調査では、にぎわい創出に向けて取り組むべきこととして、「市外から誘客する仕組みづくり」、「地域と商店街が連携したイベントの充実」、「若者が活動できる拠点づくり」に関する意見が多く挙げられている。
- ・令和5年度の社会実験でのアンケートでは、広場やカフェなどの居心地よく留まれる場や子供と過ごせる場所のニーズが高かった。

(5) 中心市街地が抱える課題

1) 都市機能の強化

市有地を含む低未利用地等を活用し、市の中心都市拠点として都市機能の強化が必要である。

2) 通りの再生

かつてにぎわいの中心であった県道705号をはじめとした各通りを、人々の暮らし・活動の中心となる通りとして再生する必要がある。

3) まちなか居住の推進

まちなかで暮らすという視点から、生活サービス機能の充実、防災・防犯機能の強化、魅力的な地域資源を生かす景観づくりなどが必要である。

8. 中心市街地活性化基本計画の概要案について

(1) 秦野市中心市街地活性化基本計画原案書の概要について③

(6) 基本方針

1) 人との交流・活動が生まれるまち

県道705号沿道に多世代交流拠点を整備することで、市民や来街者の活動、交流の促進を図るとともに、地域経済の活性化を図る。

2) はだのならではの楽しみがあり、歩きたくなるまち

秦野ならではの景観資源等を生かした安全で安心な歩行空間の創出を図ることで、誰もが訪れたい、歩きたくなる中心市街地の形成を図る。

3) まちなかの利便性を生かした住み続けられるまち

居心地が良く、誰もが住み続けたい空間形成とともに、生活サービス機能の充実を図ることで、居住・定住促進を図る。

(7) 中心市街地活性化の目標

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1) 交流・関係人口の拡大 | (指標：地域来街者数、施設利用者数等) |
| 2) 沿道の歩きやすさ・居心地の良さの向上 | (指標：歩行者通行量等) |
| 3) 生活利便性の向上 | (指標：空き店舗率、居住満足度) |

(8) 計画認定に伴い活用が見込まれる支援措置

国土交通省：拠点整備や道路事業、街なみ環境整備事業に関すること

経済産業省：商業活性化に関すること

総務省：中心市街地活性化ソフト事業（イベント、空き店舗対策、ガイド育成等）

内閣府：デジタル田園都市国家構想交付金等

その他：厚生労働省（保育対策事業等）文部科学省（重要文化財等保存強化事業）

8. 中心市街地活性化基本計画の概要案について

(2) 中心市街地活性化基本計画の認定スケジュールについて

1 認定に向けた今後のスケジュール

年	月	内容
令和6年	3月	計画原案書を内閣府に提出
	4月	内閣府及び各省庁との調整、ヒアリング
	8月	素案を内閣府に提出
	10月	パブリック・コメントの実施
	11月	最終案の作成
令和7年	1月	認定の申請（計画を内閣府へ提出）
	3月	認定

8. 中心市街地活性化基本計画の概要案について

(3) 秦野市中心市街地活性化基本計画の事業概要（案）について①

（案）人との交流・活動が生まれるまち

【事業メニュー案】

- ①多世代交流の場の整備
- ②商業・業務の新たな核づくり
（市有地等の活用）
商店街空き店舗活用事業
商店街販売促進事業 等

中心市街地面積：約22ha

中心市街地人口：1,479人（令和5年）

（案）便利で快適で住み続けられるまち

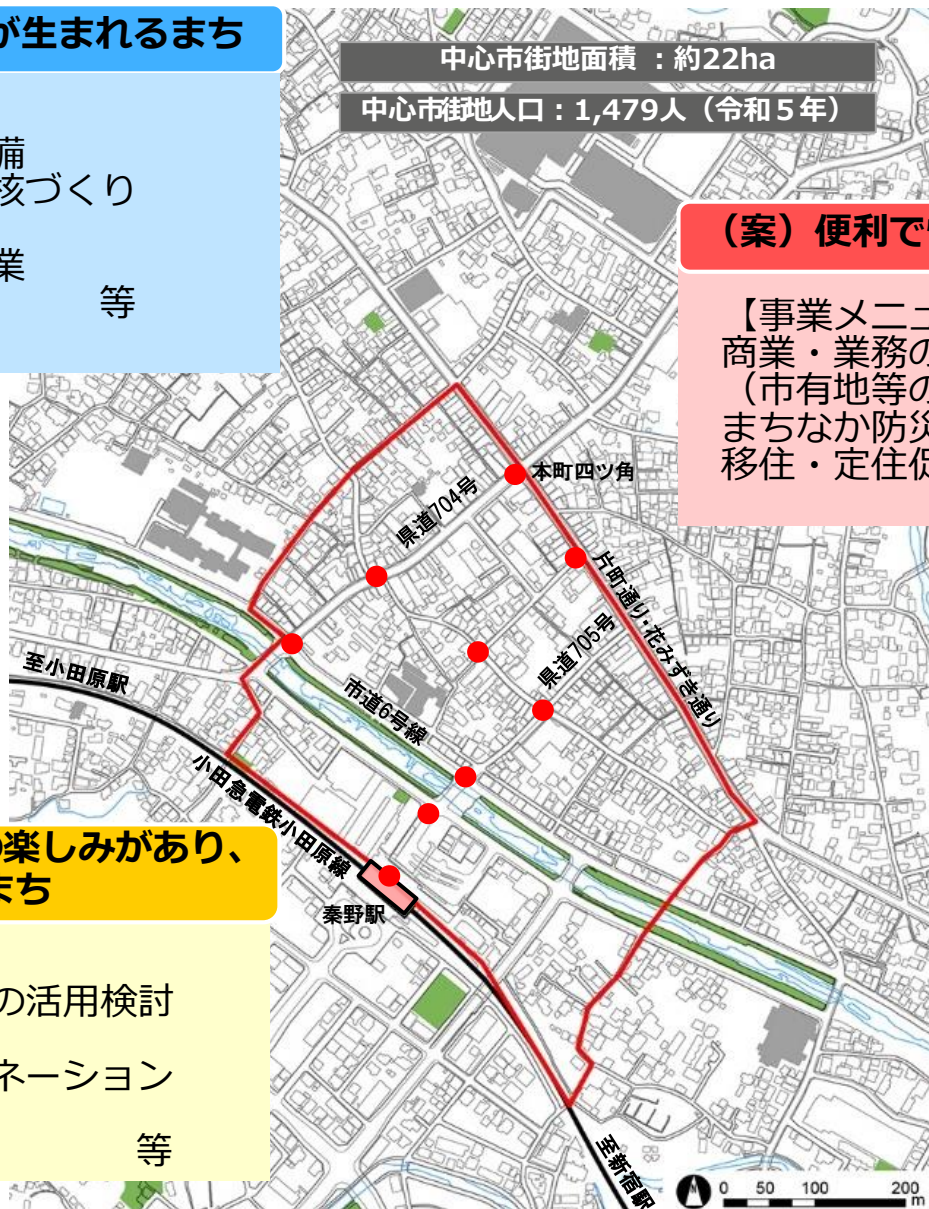
【事業メニュー案】

- 商業・業務の新たな核づくり事業
（市有地等の活用）
まちなか防災機能検討事業
移住・定住促進事業 等

（案）“はだの”ならではの楽しみがあり、歩きたくなるまち

【事業メニュー案】

- ③水無川沿い公共空間の活用検討
壁面後退用地整備事業
まほろば大橋等イルミネーション事業
電子地域通貨事業 等



● 歩行者通行量計測地点

8. 中心市街地活性化基本計画の概要案について

(3) 秦野市中心市街地活性化基本計画の事業概要（案）について②

1 想定する主要事業について



多世代交流の場の整備
(R7～9年度)



商業・業務の新たな核づくり
(市有地等の活用) (R7～9年度)



水無川沿い公共空間の活用検討
(R7～9年度)

2 その他の想定する事業について

事業名	実施時期（年度）	事業名	実施時期（年度）
駅前広場整備事業	R7～9	まちなか防災機能検討事業	R7
壁面後退用地整備事業	R7～11	秦野名水活用検討事業	R7
市道25号線交差点改良事業	R7～8	移住・定住促進事業	R7～9
市道82号線歩道整備事業	R7	空き家バンク事業	R7～9
県道整備に伴う歩行空間向上の検討	R7～8	商店街空き店舗活用事業	R7～9
公共施設ストックマネジメント事業	R7	商店街販売促進事業	R7～9
まちなかこども支援拠点整備検討事業	R7	電子地域通貨事業	R7～9
まちなか若者支援検討事業	R7～9	商業施設建築利子補給金交付事業	—
多世代交流拠点における講座や活動	R7～9	秦野たばこ祭	R7～11
ギャラリー等の整備検討事業	R7～9	まほろば大橋等イルミネーション	R7～11